

別表第5 バルコニー等の専用使用权（管理規約第14条（バルコニー等の専用使用权）第1項関係）

専用使用部分 区分	バルコニー 花台（下部室外機置場） 空調室外機置場	玄関扉 玄関扉枠 窓サッシュ 窓ガラス	メーターボックス パイプスペース アルコーブ 表札
1 位置及び部位	各専有部分に接するバルコニー、花台（下部室外機置場）及び空調室外機置場	各専有部分に附属し外気に接する玄関扉、玄関扉枠、窓サッシュ、窓ガラス	各専有部分に接するメーターボックス、パイプスペース、アルコーブ及び専有部分毎の表札
2 用法	通常のバルコニー、花台、空調室外機置場としての用法	通常の玄関扉、玄関扉枠、窓サッシュ、窓ガラスとしての用法	通常のメーターボックス、パイプスペース、アルコーブ、表札としての用法
3 期間	区分所有権存続中	区分所有権存続中	区分所有権存続中
4 条件	無償	無償	無償
5 専用使用权者	当該専有部分の区分所有者	各専有部分の区分所有者	各専有部分の区分所有者

専用使用部分 区分	1階専有部分に接する庭	集合郵便受け	ルーフバルコニー ベランダ 門扉 ポーチ
1 位置及び部位	1階専有部分に接する専用庭	1階共用エントランスの集合郵便受けのうち各専有部分毎の郵便受け	各専有部分に接するルーフバルコニー、ベランダ門扉、ポーチ
2 用法	通常の庭としての用法	通常の郵便受としての用法	通常のルーフバルコニー、ベランダ門扉、ポーチとしての用法
3 期間	区分所有権存続中	区分所有権存続中	区分所有権存続中
4 条件	有償	無償	無償
5 専用使用权者	当該専有部分の区分所有者	当該専有部分の区分所有者	当該専有部分の区分所有者

専用使用部分 区分	室内消防用設備等	テレビ視聴用直列ユニット
1 位置及び部位	専有部分内に存し、かつ、建物に附属する消防用設備のうちP型3級受信機による自動火災報知設備を除くもの	各専有部分内に存するテレビ視聴用直列ユニット
2 用法	通常の消防用設備としての用法	通常のテレビ視聴用直列ユニットとしての用法
3 期間	区分所有権存続中	区分所有権存続中
4 条件	無償	無償
5 専用使用権者	当該専有部分の区分所有	各専有部分の区分所有者